

令和 年（ ）第 号

不動産の表示 別紙物件目録記載のとおり

不 動 産 買 受 申 出 書

大阪地方裁判所第14民事部 御中

上記事件について、令和 年 月 日に不動産の買受可能
価額が**手續費用**の見込額を超えない旨の通知を受けましたが、差押債権者
は、競売手續の続行を求めるため、民事執行法63条2項1号により、下
記のとおり申出をします。

記

手續費用の見込額を超える額(申出額)を金 万円と定める。

上記申出額に達する買受けの申出がないときは、差押債権者が自ら申出
額で本件不動産を買い受ける。

なお、その保証として、金 万円を提供する。

令和 年 月 日

差押債権者

印

(別紙)

物 件 目 録